

wiseman second-line
＜ワイズマン セカンドライン＞

居宅介護支援

バージョンアップに伴う追加・変更点

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。



令和6年度 介護報酬改定対応

2024.03.26
株式会社 ワイズマン

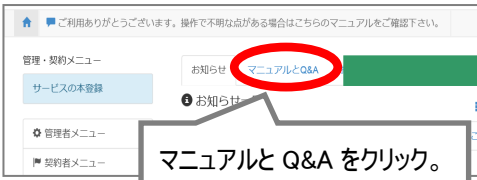
◇目次

I バージョンアップ後の作業	3
バージョンアップ後の作業 流れ	3
バージョンアップ後の作業 詳細	4
作業 1 令和 6 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する	4
作業 2 令和 6 年 4 月以降の総合事業マスタを登録する	6
作業 3 令和 6 年 4 月 1 日以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を登録 する	12
作業 4 バージョンアップ前に作成した令和 6 年 4 月以降の利用票・提供票を見直す	14
作業 5 介護予防支援を実施するために必要な設定を行う	15
II バージョンアップに伴う追加・変更点	20
令和 6 年度 介護報酬改定対応	20
□ [管理者メニュー]－[契約事業所マスタ]	22
□ [マスタ管理]－[総合事業マスタ]	23
□ [利用者一覧]－[利用者情報]－[予防支援情報] ※新規画面	24
□ [利用者一覧]－[利用票・提供票]	25

■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要を解説しています。
より詳細なシステムの操作方法は、マニュアルや Q&A をご活用ください。

【トップページ画面から】




マニュアルと Q&A をクリック。

マニュアルと Q&A

居宅介護支援	訪問介護	通所介護
居宅介護支援マニュアル	訪問介護マニュアル	通所介護マニュアル
Q&Aカテゴリー一覧	Q&Aカテゴリー一覧	Q&Aカテゴリー一覧
利用者一覧	利用者一覧	利用者一覧
利用者情報	利用者情報	利用者情報

クリックすることでマニュアルが表示されます。

【各操作画面から】



画面右上の関連 Q&A をクリック。

マニュアルと Q&A

マニュアルと Q&A / Q&A一覧

居宅介護支援: 利用者一覧 の Q&A 一覧

- 新規利用者を登録するにはどのような操作を行えばよいのか。
- [利用者一覧]画面で認定有効期限の終了日が赤色で表示される利用者がある。どのような場合に赤色で表示されるのか。
- 利用契約が終了した場合にどのような操作を行えばよいのか。
- 一度「終了者」として登録した利用者が、利用を再開する場合、どのような操作を行えばよいのか。

該当ページに関連する Q&A 一覧が表示されます。

I バージョンアップ後の作業

😊 バージョンアップ後のシステム運用を開始する前に、以下の作業が必要です。
※必要な作業が未実施の場合、請求データが誤った内容で作成される可能性があります。

バージョンアップ後の作業 | 流れ



作業 1

令和 6 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する

自事業所の 4 月以降の地域区分や算定する加算・減算が変更になる場合、契約事業所マスタで登録します。

詳細は[4 ページ] →



作業 2

令和 6 年 4 月以降の総合事業マスタを登録する

総合事業サービスを提供している場合／利用票提供票に位置付けている場合、[総合事業マスタ]に 4 月以降のサービスコードを登録します。

詳細は[6 ページ] →



作業 3

令和 6 年 4 月 1 日以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を登録する

「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成している利用者について、4 月以降の「週間計画」を登録します。

詳細は[12 ページ] →



作業 4

バージョンアップ前に作成した令和 6 年 4 月以降の利用票・提供票を見直す

バージョンアップ前に 4 月以降の利用票・提供票を登録済みの場合、見直しを行います。

詳細は[14 ページ] →



作業 5

介護予防支援を実施するために必要な設定を行う

バージョンアップ前に 4 月以降の予定・実績を登録済みの場合、見直しを行います。

詳細は[15 ページ] →

作業の詳細は、次ページ以降でご確認ください。

バージョンアップ後の作業 | 詳細



作業 1

令和 6 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する



[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]

自事業所の 4 月以降の地域区分や算定する加算・減算が変更になる場合、契約事業所マスタで登録します。

※上記に該当しない場合は、本作業は不要です。

※バージョンアップ時に、令和 6 年 3 月時点の情報をもとに、令和 6 年 4 月開始の契約事業所マスタが登録されています。

【操作方法】 令和 6 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する

- ① [管理者メニュー]を開き、自事業所の名称をクリックします。

操作で不明な点がある場合はマニュアルとQ&Aをご確認ください。

管理メニュー

お知らせ マニュアルと

管理者メニュー

サービスメニュー

ワイズ通所介護事業所

通所介護

管理者メニュー

契約事業所マスタ

職員マスタ

CSVデータ取込

契約事業所マスタ

契約中の事業所が表示されます。事業所の追加は契約担当

事業所番号	事業所名
9876543210	ワイズ事業所

- ② サービス種類と体制 ボタンをクリックします。
- ③ 適用開始年月「令和 06 年 04 月」をクリックします。

操作で不明な点がある場合はマニュアルとQ&Aをご確認ください。

管理者メニュー

契約事業所マスタ

職員マスタ

CSVデータ取込

ワイズ事業所

事業所情報 サービス種類と体制

サービス種類と体制履歴

適用開始年月	事業所番号	サービス種類
令和06年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (通所型サービス) 総合事業 (その他の生活支援サービ
令和03年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (通所型サービス) 総合事業 (その他の生活支援サービ

(次ページへ続きます⇒)

- ④ 「介護・予防サービス」欄で、地域区分等が変更になるサービスをクリックします。
- ⑤ 画面右部の各項目を、令和6年4月以降の自事業所の体制にあわせて設定します。

※居宅介護支援に対してバージョンアップで追加された「高齢者虐待防止措置未実施減算」は、「なし」で初期設定されています。減算の対象になる場合は「あり」に変更します。

- ⑥ **登録** ボタンをクリックします。
- ⑦ **OK** ボタンをクリックします。

作業 1 は以上です。

**作業 2****令和 6 年 4 月以降の総合事業マスタを登録する**

[マスタ管理]－[総合事業マスタ]

総合事業サービスを利用票提供票に位置付けている場合、[総合事業マスタ]に 4 月以降のサービスコードを登録します。

※上記に該当しない場合は、本作業は不要です。

介護報酬改定を踏まえた加算の新設・単位数の改定に伴い、各市町村提供のサービスコードが更新される見込みです。更新されたサービスコードは、[総合事業マスタ]に登録が必要です。

「単位数表マスタ CSV」の有無により作業が異なりますので、下表を参照のうえ必要な作業を行ってください。

- ※ 「単位数表マスタ CSV」は、保険者によって呼び名が異なります(例:「サービスコード CSV」など)。
- ※ 市町村のホームページ等で提供されている「単位数表マスタ CSV」「サービスコード」をご準備ください。

対象サービス	単位数表マスタ CSV の提供	必要な作業	参照ページ
A2:訪問型独自 A6:通所型独自	CSV あり	「単位数表マスタ CSV」を取り込みます。	操作方法 A 【次ページ】
	CSV なし	サービスコード表をもとに、バージョンアップで自動作成された履歴を見直します。	操作方法 B 【9 ページ】
A3:訪問型独自／定率 A4:訪問型独自／定額 A7:通所型独自／定率 A8:通所型独自／定額 A9～AE:その他の生活支援 AF:介護予防マネジメント	CSV あり	「単位数表マスタ CSV」を取り込みます。	操作方法 A 【次ページ】
	CSV なし	3 月以前の履歴を複写して、サービスコード表をもとに編集します。	操作方法 C 【10 ページ】

【操作方法 A】 単位数表マスタ CSV を取り込む

以下の作業を行う前に、各市町村のホームページなどから「単位数表マスタ CSV」を入手し、本システムを使用するコンピュータの分かりやすい場所（デスクトップなど）に保存してください。

- ① [マスタ管理]－[総合事業マスタ]の順にクリックします。
- ② サービスコード取込ボタンをクリックします。



- ③ ファイルを選択ボタンをクリックし、取込対象のファイルを選択します。



- ④ 取り込みチェックボタンをクリックします。



(次ページへ続きます⇒)

- ⑤ 適用開始年月「令和 06 年 04 月」の行のみにチェックを付けます。

※適用開始年月「令和 06 年 04 月」以外の行はチェックを付けないでください。「令和 06 年 04 月」以外の行を
チェックした場合、編集済みの内容が初期値で上書きされてしまいます(A3/A7の「基本加算」など)。

- ⑥ サービスコード登録ボタンをクリックします。

- ⑦ 単位数単価が「10.00 円」の場合、操作は以上で終了です。
単位数単価が「10.00 円」以外の場合、次ページに進みます。
- ⑧ 画面左部の総合事業マスタボタンをクリックします。
- ⑨ 今回取り込んだサービス種類をクリックします。

- ⑩ 地域に応じた単位数単価に変更します。

- ⑪ 登録ボタンをクリックします。

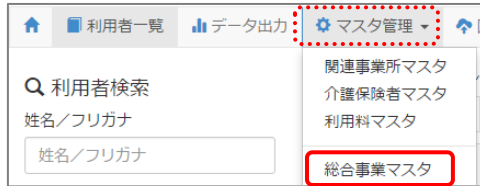
- ⑫ OKボタンをクリックします。

- ⑬ 複数のサービス種類を取り込んだ場合、一覧に戻るボタンをクリックし、手順⑧～⑫を繰り返します。
作業 2-A は以上です。

【操作方法 B】 サービスコード表をもとに、バージョンアップで自動作成された履歴を見直す

以下の作業を行う前に、各市町村のホームページ等から、4月以降のサービスコード表を入手してください。

- ① [マスタ管理]－[総合事業マスタ]の順にクリックします。



- ② 対象の保険者・サービス種類の、適用開始月「令和 06 年 04 月」の行をクリックします。

マスタ管理	総合事業マスタ
関連事業所マスタ	検索
介護保険者マスタ	検索
利用料マスタ	検索
総合事業マスタ	検索
サービスコード表	検索

保険者番号	保険者名	サービス種類	適用開始日	適用終了日	単位数単価	種別
022020	〇山市	A2-訪問型サービス(独居)	令和06年04月		10.00 円	高保護
022020	〇山市	A2-訪問型サービス(独居)	令和04年10月	令和05年03月	10.00 円	高保護
022020	〇山市	A3-訪問型サービス(独居/定額)	令和06年04月		10.00 円	高保護
022020	〇山市	A3-訪問型サービス(独居/定額)	令和04年10月	令和06年03月	10.00 円	高保護

- ③ 画面上に表示された内容について、各市町村提供のサービスコード表と差異があるか確認します。

■ 差異がない場合 … **登録** ボタンをクリックします。

■ 差異がある場合 … **編集** ボタンから起動する[サービス追加・編集]画面で内容を修正し、**登録** ボタンをクリックします。

適用開始月	保険者番号	保険者名	単位数単価	種別
令和06年04月～	022020	〇山市	10.00 円	高保護
令和04年10月～	032011	盛岡市	10.00 円	高保護
令和04年10月～	132019	八王子市	10.00 円	高保護

No	編集	サービスコード	サービス名称	基本加算	算定単位	単位数	算定単価	制約期間	制約日数	支給標準額	支給標準額	事業対象者	算定種別	算定種別
1	編集	A21111	訪問型居宅サービスⅠ	基本	1月につき	1176	1月につき	1	対象	○	○	○	○	○
2	編集	A21211	訪問型居宅サービスⅡ	基本	1月につき	2549	1月につき	1	対象	○	○	○	○	○
3	編集	A21321	訪問型居宅サービスⅢ	基本	1月につき	3727	1月につき	1	対象	○	○	○	○	○
4	編集	A22111	訪問型居宅サービスⅠ日割	基本	1日につき	39			対象	○	○	○	○	○
5	編集	A22211	訪問型居宅サービスⅡ日割	基本	1日につき	77			対象	○	○	○	○	○
6	編集	A22321	訪問型居宅サービスⅢ日割	基本	1日につき	123			対象	○	○	○	○	○
7	編集	A24001	訪問型居宅サービス初回加算	加算	1月につき	200		1	対象	○	○	○	○	○
8	編集	A24002	訪問型居宅サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	加算	1月につき	200		3	対象	○	○	○	○	○
9	編集	A24003	訪問型居宅サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	加算	1月につき	100	1月につき	1	対象	○	○	○	○	○
10	編集	A26001	訪問型居宅サービス同一種別減算	加算	1月につき	-10	1月につき	1	対象外	○	○	○	○	○
11	編集	A26269	訪問型居宅サービス処遇改善加算Ⅰ	加算	1月につき	137	1月につき	1	対象外	○	○	○	○	○

バージョンアップ時に、直近の履歴をもとに「令和 06 年 04 月」の履歴が登録されています。

4 月以降に変更になる項目が存在する場合は、本画面で修正してください。

- ④ **OK** ボタンをクリックします。

すでに作成された他機能のデータに対して登録内容は自動では反映されないため、手動で確認・更新していただく必要があります。

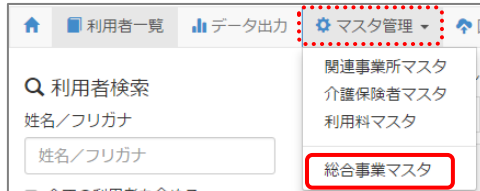
OK

- ⑤ 他にサービスコードが更新されたサービスがある場合は、手順②～④を繰り返し行います。
作業 2-B は以上です。

【操作方法 C】 3月以前の履歴を複製して、サービスコード表をもとに編集する

以下の作業を行う前に、各市町村のホームページ等から、4月以降のサービスコード表を入手してください。

- ① [マスタ管理]－[総合事業マスタ]の順にクリックします。



- ② 対象の保険者・サービス種類をクリックします。

保険者番号	保険者名	A7: 通所型サービス (独自/定率)	適用期間	単位数単価	提出先
022020	〇山市	A7: 通所型サービス (独自/定率)	令和04年10月	10.00 円	県保連
032011	豊後市	A7: 通所型サービス (独自/定率)	令和03年10月	10.00 円	県保連
131193	板橋区	A7: 通所型サービス (独自/定率)	平成30年08月	10.00 円	県保連
271007	大坂市	A7: 通所型サービス (独自/定率)	平成29年04月	10.00 円	県保連
322016	松江市	A7: 通所型サービス (独自/定率)	令和04年04月	10.00 円	県保連
432047	尾道市	A7: 通所型サービス (独自/定率)	令和01年10月	10.00 円	県保連

- ③ 「複写元にする3月以前の履歴」の右部の「複写して新規作成」ボタンをクリックします。

適用期間	保険者番号	保険者名	単位数単価	提出先	操作
令和04年10月～	022020	〇山市	10.00 円	県保連	複写して新規作成
令和04年04月～令和04年09月	022020	〇山市	10.00 円	県保連	複写して新規作成
令和04年04月～	322016	松江市	10.00 円	県保連	複写して新規作成

- ④ 適用期間(開始)に「令和06年04月」と入力します。

- ⑤ 「保険者」「単位数単価」および「提出先」を設定します。

適用期間	保険者番号	保険者名	単位数単価	提出先
令和06年04月～	022020	〇山市	10.14 円	県保連

No	編集	サービスコード	サービス名称	基本加算	算定単位	単位数	算定回数 利用期間	利用日数 利用回数	支給総額 総対象	給付率	事業対象者	要支援1	要支援2
1	編集	A71001	定時介護サービス1/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	4	対象	90	○	○	-
2	編集	A71002	定時介護サービス2/週1/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	4	対象	90	-	-	○
3	編集	A71003	定時介護サービス2/週2/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	8	対象	90	-	-	○
4	編集	A71004	定時介護サービス1/月額(1割)	基本	1月につき	1318	1月につき	1	対象	90	○	○	-
5	編集	A71005	定時介護サービス2/月額(1割)	基本	1月につき	1318	1月につき	1	対象	90	-	-	○
6	編集	A71006	定時介護サービス2/週2/月額(1割)	基本	1月につき	2702	1月につき	1	対象	90	-	-	○
7	編集	A71007	定時介護サービス1/回数/特定増加分(1割)	基本	1回につき	315	1月につき	4	対象	90	○	○	-
8	編集	A71008	定時介護サービス2/週1/回数/特定増加分(1割)	基本	1回につき	315	1月につき	4	対象	90	-	-	○

(次ページへ続きます⇒)

⑥ 画面上に表示された内容について、各市町村提供のサービスコード表と差異があるか確認します。

■ 差異がない場合 … **登録** ボタンをクリックします。

■ 差異がある場合 … **編集** ボタンから起動する[サービス追加・編集]画面で内容を修正し、**登録** ボタンをクリックします。

No.	編集	サービスコード	サービス名称	基本加算	算定単位	単位数	算定額 前年度額	削減日数 削減日数	支給対象	給付率	実施区分 事業対象者	要支援1	要支援2
1	編集	A71001	生後が1歳未満サービス1/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	4	対象	90	○	○	-
2	編集	A71002	生後が1歳未満サービス2/週1/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	4	対象	90	-	-	○
3	編集	A71003	生後が1歳未満サービス2/週2/回数(1割)	基本	1回につき	305	1月につき	8	対象	90	-	-	○
4	編集	A71004	生後が1歳未満サービス1/月額(1割)	基本	1月につき	1318	1月につき	1	対象	90	○	○	-
5	編集	A71005	生後が1歳未満サービス2/週1/月額(1割)	基本	1月につき	1318	1月につき	1	対象	90	-	-	○
6	編集	A71006	生後が1歳未満サービス2/週2/月額(1割)	基本	1月につき	2702	1月につき	1	対象	90	-	-	○
7	編集	A71007	生後が1歳未満サービス1/回数/特定地域(1割)	基本	1回につき	315	1月につき	4	対象	90	○	○	-

⑦ **OK** ボタンをクリックします。

すでに作成された他機能のデータに対して登録内容は自動では反映されないため、手動で確認・更新していただく必要があります。

OK

⑧ 他にサービスコードが更新されたサービスがある場合は、手順②～⑦を繰り返し行います。

作業 2-C は以上です。

作業 3

令和6年4月1日以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を登録する

[利用者一覧] - [ケアプラン] - [居宅サービス計画書]
[利用者一覧] - [予防支援] - [予防サービス計画書]

「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成している利用者について、4月以降の「週間計画」を登録します。

※「週間計画取込」を使用せずに利用票・提供票を作成している場合、バージョンアップ直後に作業を行わなくとも差し支えありません。時間のあるときに見直しを行ってください。

【操作方法】登録済みのサービス計画を複写し、4月以降のサービス計画を作成する

※居宅サービス計画の画面で説明しますが、予防サービス計画の場合も手順は同じです。

- ① [利用者一覧]画面で対象者を選択し、**ケアプラン**をクリックします。
- ② 「複写元にする3月以前の計画書(履歴)」右部の**複写して新規作成**ボタンをクリックします。

※**複写して新規作成**を使用することで、登録済の直近の履歴が複写された状態で確認ができます。複写せず新規にサービス計画を作成する場合は、**新規作成**ボタンをクリックしてください。



- ③ 計画作成日に任意の日付を入力します(3月以前の日付でも差し支えありません)。
- ④ サービス開始予定日に、「令和06年04月01日」以降の日付を入力します。

⑤

3 計画作成日 令和06年04月01日 の居宅サービス計画書 必須

居宅サービス計画書(1) 居宅サービス計画書(2) 週間計画

4 サービス開始予定日 必須 令和06年04月01日

初回 紹介 継続 認定済 申請中

計画作成者氏名 日本ちひろ 切替計画作成日 令和06年03月01日

認定日 令和03年07月01日 認定の有効期間 令和03年07月01日～令和06年06月30日 要介護度 要介護1

- ⑥ 必要に応じて内容を見直し、居宅サービス計画書(1)および(2)を登録します。

(次ページへ続きます⇒)

- ⑦ [週間計画]画面で、登録済みのサービスをクリックします。

計画作成日 令和06年04月01日 の居宅サービス計画書 必須

居宅サービス計画書(1) 居宅サービス計画書(2) 連絡計画

サービス追加

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活
深夜								
00:00								
01:00								
02:00								
03:00								
04:00								
05:00								
目								
朝								
06:00								
07:00								
午								
前								
08:00								
09:00								
10:00	身体介護 1		身体介護 1		身体介護 1			

- ⑧ 画面左側の「サービス選択」欄で、4月以降に算定するサービスコードをクリックします。

サービス編集【岩手 花子】

介護サービス

サービス選択

サービス種類 11 訪問介護

事業所 コイズ事業所

コード サービス内容 ※Enterキーで絞り込み

コード	サービス内容	単位数	分類
11111	身体介護 1	244	基本
11112	身体介護 1・夜	305	基本
11113	身体介護 1・深	366	基本
11121	身体介護 1・2人	488	基本
11122	身体介護 1・2人・夜	610	基本
11123	身体介護 1・2人・深	732	基本
11211	身体介護 2	387	基本
11212	身体介護 2・夜	484	基本
11213	身体介護 2・深	581	基本
11221	身体介護 2・2人	774	基本
11222	身体介護 2・2人・夜	968	基本

選択したサービス内容

サービス内容 111111 身体介護 1 単位数 244 割引率 %引き

共有型減算 なし 基礎 重研

提供時間 10:00

サービス提供日

週	月	火	水	木	金	土	日
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

削除 閉じる 設定

サービスコードをクリックすると改定後の単位数に更新されます。

- ⑨ 必要に応じて内容を見直したうえで「設定」ボタンをクリックします。

- ⑩ すべてのサービスの見直しが完了したら、「登録」ボタンをクリックします。

※「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成しているすべての利用者に対し行ってください。

作業 3 は以上です。

作業 4

バージョンアップ前に作成した令和6年4月以降の利用票・提供票を見直す

[利用者一覧] - [利用票・提供票]

バージョンアップ前に4月以降の利用票・提供票を登録済みの場合、以下の手順で再登録を行います。

※未実施の場合、改定前の単位数や金額で計算・出力されてしまいます。

【操作方法】4月以降の利用票・提供票を見直す

- [利用者一覧]画面で対象者を選択し、**利用票・提供票**をクリックします。
- 4月以降の利用票・提供票画面で、設定済みのサービス内容をクリックします。

- 画面左側の「サービス選択」欄で、対象月に算定するサービスコードをクリックします。
- 提供時間を設定します(任意)。

- 必要に応じて内容を見直したうえで**設定**ボタンをクリックします。
- すべてのサービスの見直しが完了したら、**登録**ボタンをクリックします。

作業4は以上です。以降は、通常どおりのシステム操作で利用票・提供票を作成します。

**作業 5****介護予防支援を実施するために必要な設定を行う**

[管理者メニュー]ー[契約事業所マスタ]など

令和6年4月以降、市町村から指定を受けて「介護予防支援」を行う事業所の場合は、下記の流れで必要な設定を行ってください。

操作方法		操作が必要なタイミング
1	自事業所の体制を登録する	・介護予防支援を開始する時、 ・自事業所の体制(地域区分や算定する加算・減算)に変更が発生した時
2	介護予防支援の対象者に対し、契約期間等を登録する	・介護予防支援を開始する時 ・介護予防支援の対象者が増えた時
3	予防サービス計画や、利用票・提供票を登録する	日々の操作

※介護予防支援の請求データの作成については、4月のバージョンアップで対応いたします。

【操作方法】1. 自事業所の体制を登録する

- ① [管理者メニュー]を開き、自事業所の名称をクリックします。

操作で不明な点がある場合はマニュアルとQ&Aをご確認ください。

管理メニュー

お知らせ マニュアルと

管理者メニュー

サービスメニュー

ワイス通所介護事業所

通所介護

管理者メニュー

契約事業所マスタ

職員マスタ

CSVデータ取込

契約事業所マスタ

契約中の事業所が表示されます。事業所の追加は契約担当

事業所番号	事業所名
9876543210	ワイス事業所

(次ページへ続きます⇒)

- ② **サービス種類と体制** ボタンをクリックします。
- ③ 適用開始年月「令和 06 年 04 月」をクリックします。

管理者メニュー

ワイズ事業所

契約事業所マスタ

職員マスタ

CSVデータ取込

事業所情報

サービス種類と体制

サービス種類と体制履歴

適用開始年月	事業所番号	サービス種類
令和06年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (通所型サービス) 総合事業 (その他の生活支援サービス)
令和03年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (通所型サービス) 総合事業 (その他の生活支援サービス)
平成31年04月	9876543210	訪問介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (訪問型サービス)

- ④ 「介護・予防サービス」欄で、「介護予防支援」をクリックします。
- ⑤ 画面右部の「46:介護予防支援」にチェックを付け、令和 6 年 4 月時点の自事業所の地域区分や算定する加算・減算を設定します。

管理者メニュー

ワイズ事業所

契約事業所マスタ

職員マスタ

CSVデータ取込

サービス種類と体制履歴

サービス種類と体制

適用開始年月: 令和06年04月

事業所番号: 9876543210

事業所区分: 指定事業所

介護・予防サービス

介護予防支援

46:介護予防支援

地域区分: あり

1単位当り単価: 10.00 円

特別地域加算: なし

中山間小規模事業所加算: なし

高齢者虐待防止措置等実地減算: なし

- ⑥ **登録** ボタンをクリックします。
- ⑦ **OK** ボタンをクリックします。

登録

app.second-line.wiseman.ne.jp の内容

すでに作成された他機能のデータに対して登録内容は自動では反映されないため、手動で確認・更新していただく必要があります。登録してよろしいですか?

OK

キャンセル

(次ページへ続きます⇒)

【操作方法】2.介護予防支援の対象者に対し、契約期間を登録する

介護予防支援の対象者に対し、以下の操作を行います。

(地域包括支援センターから委託されている利用者の場合は、以下の操作は不要です。)

- ① 「wiseman second-line 居宅介護支援」を開きます。
- ② 介護予防支援の対象者を選択し、**利用者情報**をクリックします。

- ③ **介護保険**ボタンをクリックします。
- ④ 介護予防支援開始時点で有効な認定情報を選択します。
- ⑤ 画面下部の「支援事業者」に、自事業所が登録されているかを確認します。

■ 自事業所が登録されている … 手順⑫に進みます。

■ 他事業所が登録されている … 手順⑥に進みます。

(次ページへ続きます⇒)

- ⑥ 「支援事業者」に他事業所(3月以前に介護予防支援を担当していた地域包括支援センターなど)が設定されている場合、以下の手順で4月以降の認定情報を登録し、「支援事業者」に自事業所を登録する必要があります。

画面に表示されている「認定年月日」と「認定有効期間」を控えます。

- ⑦ 画面上部の「介護保険履歴」で、介護予防支援開始時点で有効な認定情報の「複写して新規作成」ボタンをクリックします。

- ⑧ 画面上に、直近の介護保険情報の一部が複写されます。空欄で表示されている「認定年月日」「認定有効期間」欄に、手順⑤で控えた日付を入力します。

※「認定有効期間」を入力することで、「限度額適用期間」も自動設定されます。

- ⑨ 「適用開始日」の日付を、自事業所が介護予防支援を開始する日付に上書きします。
 ⑩ 「支援事業者」「届出年月日」欄に、自事業所名および届出年月日を設定します。
 ⑪ **登録**ボタンをクリックします。

(次ページへ続きます⇒)

- ⑫ **予防支援情報**ボタンをクリックします。
- ⑬ 「契約期間」に、自事業所で介護予防支援費の請求を行う期間を入力します。
- ⑭ **登録**ボタンをクリックします。

- ⑮ 上記①～⑭を、介護予防支援の対象者全員に行います。

【操作方法】(3) 予防サービス計画、利用票提供票を登録する

以降は、通常の操作手順で予防サービス計画や、毎月の利用票・提供票を登録します。

※操作方法の詳細は、「居宅介護支援ユーザガイド」をご確認ください。

なお、予防支援給付の請求データ(給付管理票、請求明細書)の作成については、4月下旬リリースのバージョンアップで対応いたします。

バージョンアップ後の作業は以上です。

Ⅱ バージョンアップに伴う追加・変更点

😊 今回のバージョンアップでは介護報酬改定のうち、令和6年4月施行分の体制や予定実績、利用票提供票作成に関する対応が行われました。

4月以降分の請求データ作成に関する対応は、4月下旬のバージョンアップで6月施行分に関する対応は、5月下旬のバージョンアップで対応予定です。

令和6年度 介護報酬改定対応



令和6年度介護報酬改定に伴う対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]	<p>■適用開始年月「令和06年04月」以降の「居宅介護支援」に対し、以下の対応が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」の情報を登録できるようになりました。 ・項目「情報通信機器等の活用体制」が、「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に名称変更されました。 <p>■適用開始年月「令和06年04月」以降について、「介護予防支援」の体制を登録できるようになりました。</p>	22 ページ
2	[マスタ管理] - [関連事業所マスタ]	<p>適用開始年月「令和06年04月」以降の「介護予防支援」に対し、新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」の算定情報を登録できるようになりました。</p> <p>※バージョンアップ時に、3月以前の履歴をもとに「適用開始年月：令和06年04月」以降の履歴が自動作成され、上記減算は「なし」で設定されます。（バージョンアップ前に登録した内容は上書きされます。）</p>	—
3	[マスタ管理] - [総合事業マスタ]	<p>サービス種類「A2：訪問型独自」「A6：通所型独自」について、改定後の内容でサービスコードを登録できるようになりました。</p> <p>※サービス種類「A2」「A6」の場合、バージョンアップ時に、3月以前の履歴をもとに「適用開始年月：令和06年04月」以降の履歴が自動作成されています。</p>	23 ページ

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
4	[利用者一覧] －[利用者情報] －[予防支援情報] ※新規画面	市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合について、対象者の契約期間を登録する画面が追加されました。	24 ページ
5	[利用者一覧] －[ケアプラン] －[居宅サービス計画書]	サービス開始予定日「令和 06 年 04 月 01 日」以降について、改定後の内容で週間計画を作成できるようになりました。	—
6	[利用者一覧] －[予防支援] －[予防サービス計画書]		
7	[利用者一覧] －[利用票・提供票]	サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降について、改定後の内容で利用票・提供票を作成できるようになりました。	25 ページ
8	[国保連請求]	サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降について、処理を抑止するメッセージが表示されるようになりました。 ※4 月以降の請求データは、4 月下旬のバージョンアップ以降に作成してください。	—

[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]

- 適用開始年月「令和 06 年 04 月」以降の「居宅介護支援」に対し、以下の対応が行われました。
 - 新設された「高齢者虐待防止措置未実施減算」の情報を登録できるようになりました。
 - 項目「情報通信機器等の活用体制」が、「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に名称変更されました。
- 適用開始年月「令和 06 年 04 月」以降について、「介護予防支援」の体制を登録できるようになりました。

- ⚠ 以下に該当する場合、バージョンアップ後に必要な設定があります。
 - 高齢者虐待防止措置未実施減算の対象の場合…… 4 ページ参照
 - 介護予防支援を開始する場合………15 ページ参照
- ⚠ バージョンアップ前に登録された「適用開始年月: 令和 06 年 04 月」以降の履歴は、バージョンアップ時に削除されました。必要に応じて、バージョンアップ時に自動追加された「適用開始年月: 令和 06 年 04 月」の履歴の見直しおよび「適用開始年月: 令和 06 年 05 月」以降の履歴の追加を行ってください。

操作で不明な点がある場合はマニュアルとQ&Aをご確認ください。

管理者メニュー

契約事業所マスタ

施設マスタ

CSVデータ取込

ワイズ事業所

事業所情報 サービス種類と体制

サービス種類と体制履歴

適用開始年月	事業所番号	サービス種類	操作
令和06年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (訪問型サービス) 総合事業 (通所型サービス)	書き込んで新規作成
令和03年04月	9876543210	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 総合事業 (その他の生活支援サービス)	書き込んで新規作成
平成31年04月	9876543210	訪問介護 地域定額型通所介護 居宅介護支援 認知症対応型通所介護 総合事業 (訪問型サービス) 総合事業 (通所型サービス)	書き込んで新規作成

サービス種類と体制

適用開始年月: 令和06年04月

事業所番号: 9876543210

事業所区分: 指定事業所

介護・予防サービス

訪問介護

通所介護 / 地域定額型通所介護

居宅介護支援

介護予防支援

認知症対応型通所介護

43: 居宅介護支援

地域区分: 必須

単位の単価: 10.00 円

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制

特別対応加算: 〇なし ●あり

中山間小規模事業所加算: 〇なし ●あり

特定事業所加算: 〇なし ●あり

特定事業所医療介護連携加算: 〇なし ●あり

特定事業所後援加算: 〇なし ●あり

高齢者虐待防止措置未実施減算: 〇なし ●あり

「介護予防支援」が追加されました。

改定後の情報が登録できるようになりました。

[マスタ管理] - [総合事業マスタ]

● サービス種類「A2:訪問型独自」「A6:通所型独自」について、改定後の内容でサービスコードを登録できるようになりました。

⚠️ **《A2、A6 について》**
バージョンアップ時に、令和 06 年 04 月時点で有効な履歴をもとにした「適用開始年月: 令和 06 年 04 月」の履歴が自動作成されています。
令和 6 年 4 月以降のサービスコードに変更がある場合、「バージョンアップ後の作業」【6 ページ】を行ってください。

✎ **《A2、A6 以外のサービスについて》**
追加・変更点はあります。


サービス種類:「A2」「A6」
4 月以降の全国基準のサービスコードで新規履歴を作成できるようになりました。

追加サービス 基本単位区分 選択


作成履歴日付
 令和06年04月以降
 令和04年10月以降
 令和04年04月以降
 令和03年10月以降
 令和03年04月以降
 令和01年10月以降
 平成31年04月以降
 平成30年10月以降
 平成29年04月以降
 平成27年08月以降
 平成27年07月以前

追加サービス
 サービス1
 サービス2
 サービス3
 サービス4
 サービス5
※ 共通の加算・減算は、どの区分を選択していても追加されます。

No	編集	サービスコード	サービス名称	基本加算	算定単位	単位数	算定単 制限期
1	編集	A21111	訪問型独自サービス 1 1	基本	1月につき	1148	1月に
2	編集	A21211	訪問型独自サービス 1 2	基本	1月につき	2296	1月に
3	編集	A21321	訪問型独自サービス 1 3	基本	1月につき	3645	1月に
4	編集	A21411	訪問型独自短時間サービス	基本	1回につき	163	
5	編集	A22111	訪問型独自サービス 1 1 日割	基本	1日につき	38	
6	編集	A22211	訪問型独自サービス 1 2 日割	基本	1日につき	76	
7	編集	A22321	訪問型独自サービス 1 3 日割	基本	1日につき	120	
8	編集	A22411	訪問型独自サービス 2 1	基本	1回につき	287	
9	編集	A22511	訪問型独自サービス 2 2	基本	1回につき	179	

 **[利用者一覧] - [利用者情報] - [予防支援情報] ※新規画面**

- 契約事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合について、対象者の契約期間を登録する画面が追加されました。

 介護予防支援の算定を行う場合、バージョンアップ後に必要な設定があります。操作方法は 15 ページを参照してください。



再選択 日本 風子 要支援2 被保険者番号：1231234561 | 認定有効期間：令和06年03月01日 ~ 令和09年09月30日
女性 | 87歳3ヶ月 昭和11年11月22日

利用者情報 ケアプラン 予防支援 利用票・提供票 会議録 支援経過

基本情報 介護保険 公費 住所地特例 **予防支援情報**

予防支援情報履歴 新規作成

契約期間

▼ 予防支援情報
居宅介護支援事業所で直接契約する要支援者の契約期間を登録します。
本画面で登録した内容をもとに利用票・提供票、国保連請求を作成します。
※地域包括支援センターから委託された要支援者は登録不要です。

契約期間 必須 令和06年04月 ~ 終了

登録



「11:訪問介護」特定事業所加算(V)

月途中の転居等により、加算対象外の期間が発生する利用者がある場合は、弊社 wiseman second-line サポートセンターにお問い合わせください。

「特定事業所加算(V)」について、月途中の転居等により同月に「加算対象の期間」と「加算対象外の期間」が混在する利用者の場合、「サービス利用票別表」「サービス提供票別表」「給付管理票」の単位数・金額が正しく計算されません。

つきましては、下記①②の両方に該当する利用者がある場合は、誠に恐れ入りますが、お手元に本システムから出力した「サービス利用票」/「サービス利用票別表」をご用意のうえ、弊社 wiseman second-line サポートセンターにお問い合わせください。

＜弊社サポートセンターにお問い合わせが必要な利用者＞

- ① 利用している訪問介護事業所に、特定事業所加算(V)の体制がある。
- ② 月途中の転居等により同月に「加算対象の期間」と「加算対象外の期間」の両方がある。

＜制度と、本システムの計算方法の違い＞

	計算方法
制度	月途中の転居等により、中山間地域等からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合は、 該当地域に居住する期間のサービス提供分のみ加算の対象となる (詳細は、下記「参考」を参照してください)。
システム	[利用票・提供票]画面の「特定事業所加算V」の行に対し、加算の対象期間には「1」、加算対象外の期間は空欄を設定した場合でも、別表・給付管理票にはひと月通して加算対象だったものとして単位数が計上されます。 →「特定事業所加算V」が本来よりも多い単位数で計上されます。 ⇒結果として、当該月の「計画単位数」が本来よりも多く計上されます。

＜参考＞

厚生労働省提示「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」(令和6年3月15日付)

【訪問介護】

特定事業所加算について④月の途中で居住地が変わった場合

問4 特定事業所加算(V)を算定する利用者が、月の途中において、転居等により中山間地域等からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

(答)

該当地域に居住する期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。